

議第39号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項の次に次の2項を加える。

- 14 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金（就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 15 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 監査委員の項の前に次のように加える。

教 育 委 員 会	<p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの</p>
-----------	---

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。